

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働開始のお知らせ
計4枚（本紙を除く）

Vol.1292

令和6年7月26日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944、3945)
FAX：03-3595-4010

令和6年7月26日

各 { 都道府県介護保険主管課 (室)
市町村介護保険担当課 (室) } 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム (LIFE)」の
稼働開始のお知らせ

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム (LIFE)」(以下「LIFE システム」という。)につきましては、令和6年4月22日より新 LIFE システムの一部機能について稼働を開始しておりますが、「令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム (LIFE)」の稼働に係る周知について」(令和6年6月20日付け事務連絡)においてお示ししたとおり、令和6年8月1日より令和6年度報酬改定に対応した新 LIFE システムの稼働開始を予定しております。それに伴い、旧 LIFE システムが稼働開始となることから以下に記載の通り、速やかにバックアップファイルのダウンロードや移行作業等を行って頂きますようお願いいたします。

合わせて、新 LIFE システムに対応した「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム (LIFE) 利活用の手引き」を含めた最新版の各種マニュアルの公開、LIFE 入力ができない期間の LIFE 関連加算の算定の取扱い、データ提出期限等について、以下にお示しします。

各都道府県及び市区町村におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内の介護事業者に対して周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新 LIFE システム (令和6年度報酬改定対応版) 稼働のお知らせ

以下の予定で令和6年度報酬改定に対応した新 LIFE システムの稼働を開始いたします。

稼働開始予定日時：令和6年8月1日 午前9時頃

稼働開始時の主な変更点は以下のとおりです。

- 令和6年度介護報酬改定に対応した様式情報の登録（直接登録、CSV 連携登録）が可能
- 様式情報の入力支援機能の追加
- 管理ユーザだけでなく操作職員においても利用者情報の編集（個人情報除く）が可能
- 様式情報入力／変更時、利用者情報にも存在する一部重複項目（要介護度等）の更新が可能
- リハ・個別機能、栄養、口腔の一体的計画書の出力機能が追加

今回の変更内容が反映された、最新版の操作マニュアル、よくあるご質問(FAQ)等については、令和6年8月1日から以下のページにて公開予定であるため、ご活用ください。

新 LIFE システム：操作マニュアル・よくあるご質問等

URL：<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

QR コード：



また、LIFE システムの活用の参考として、令和6年度報酬改定に対応した「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）利活用の手引き」を令和6年8月1日から以下のページにて公開予定であるため、ご活用ください。

厚生労働省 科学的介護情報システム（LIFE）について

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

QR コード：



2. 令和6年4月～8月分の LIFE 関連加算の算定のためのデータ提出期限について

令和6年7月31日までは、利用者情報及び ADL 維持等情報のみデータ提出が可能でしたが、令和6年8月1日からは、LIFE 関連加算のすべての様式情報の提出が可能となります。

令和6年4月～8月分の LIFE 関連加算の算定を行う場合、令和6年8月1日～10月10日の遡り入力期間に算定する加算の様式情報を提出いただくことで、当該加算の算定が可能です。ただし、提出すべき情報を原則として令和6年10月10日までに提出していない場合、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行う必要があるためご注意ください。

加算算定に当たり、令和6年3月以前の情報を提出する必要がある場合には、令和3年度介護報酬改定に対応した様式から取得可能な情報を、令和6年度報酬改定に対応した様式として提出いただくことで差し支えございません。

なお、提出されたデータについては、集計・分析を行い、令和6年10月頃より新たな機能のフィードバックを提供する予定です。

3. 旧 LIFE システムの稼働停止について

旧 LIFE システムは令和6年7月31日でサービスを終了します。

令和6年8月1日以降は、旧 LIFE システムで提供していた以下機能を主とする、すべての機能が利用できなくなるため、ご留意願います。

特に移行に際して必要なバックアップファイルのダウンロードは7月30日までに必ず行っていただきますようお願いいたします。

- 移行に際して必要なバックアップファイルのダウンロード
- 過去のフィードバックデータのダウンロード
- お問い合わせフォームの利用（新 LIFE システムの問い合わせフォームは利用可能） 等

以後、各事業所・施設からの新 LIFE システムの導入、及び機能や操作に関するお問い合わせは、新 LIFE システムからのご利用をお願いいたします。

4. 新 LIFE システムへの移行作業について

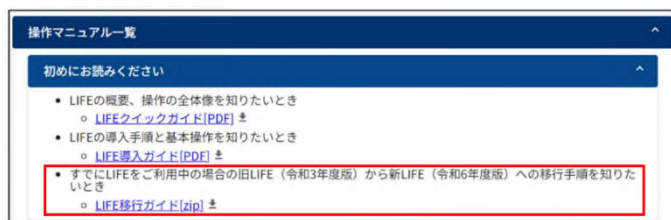
「旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの移行作業のお願い」（令和6年7月12日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、旧 LIFE システムを利用していた事業所・施設のうち、新 LIFE システムへの移行作業を完了していない事業所・施設においては、**令和6年7月30日までに必ず移行作業を実施するようお願いいたします。**（令和6年7月31日は新 LIFE システムのメンテナンス日となりシステムが停止する予定です。）

移行作業については、「LIFE 移行ガイド」を以下のページにて公開しておりますので、ご活用ください。

新 LIFE システム内の「操作マニュアル・よくあるご質問等」

URL：<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

QR コード：



令和6年7月30日までに移行作業が完了できなかった場合、旧 LIFE システムで登録した一部情報（被保険者に関する個人情報等）が新 LIFE システム上では正しく画面に表示されなくなります。正しい情報を表示させるためには、本来不要である作業負担が発生するため、令和6年7月30日までに必ず移行作業の実施をお願いいたします。

やむを得ない理由で、令和6年7月30日までに移行作業を完了できない場合であっても、旧 LIFE システムからバックアップファイルの取得だけは、必ず令和6年7月30日までに行っていただきますようお願いいたします。

以上